

第49回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成26年9月8日(月) 午後1時30分から午後3時20分まで

(2) 場所 杉妻会館3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 齋藤玲子 新城希子 橘あすか 藤田一巳

イ 県側

総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹

農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長

出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課課長補佐

ハイテクプラザ副所長 県中農林事務所農村整備部長

会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長 喜多方建設事務所企画管理部長

県中地方振興局出納室長 会津地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成26年4月～6月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成26年5月～7月分)

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

イ 平成26年度下請状況実地調査について

ウ 建設関係団体等からの意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

5 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

それでは皆様お揃いでございますので、ただいまから「第49回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたします。県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、軽装に取り組んでおります。御出席の皆様におかれましても、軽装の御理解と御協力をお願いいたします。

まず、はじめに、委員の改選について御報告申し上げます。

影山道幸委員が連合福島の会長退任に伴いまして、本委員会の委員を辞されました。

後任に連合福島の会長に就任された今泉裕氏に就任を依頼し、委員就任の御承諾をいただいておりますので、御報告させていただきます。

なお、今泉委員、芳賀一英委員につきましては本日急遽、所用により欠席の御連絡がありましたので御報告申し上げます。

はじめに、鈴木総務部長からごあいさつを申し上げます。

【鈴木総務部長】

総務部長の鈴木でございます。

第49回福島県入札制度等監視委員会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より当委員会の運営に御協力いただき、また、本日は大変お忙しい中御出席をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、県におきましては、東日本大震災からの復興工事が本格化する中、今年度から、入札参加条件等の見直しや総合評価方式における評価基準の見直しを行うなど施工確保対策を強化し、着実な工事の推進に努めております。

震災から3年6ヶ月となり、本県復興を支える様々な拠点施設の着工、常磐道を始め基幹インフラの開通見通しの発表など、復興に向けた動きが新たな段階へと進んできており、県民の皆様が、目に見える、実感できる復興を目指して全庁一丸となって取り組んでいるところであります。

入札制度につきましては、透明性、競争性、公正性、品質の確保に十分留意した制度の構築に向けて、条件付一般競争入札を柱とする制度を導入し、改善を進めてまいりました。

この間、当委員会の皆様には、入札執行状況の分析や個別の入札案件の調査審議と制度の見直しに関する審議などをお願いしてまいりましたが、東日本大震災以降は、復旧・復興工事の急増に伴い、入札不調が多発するなど状況が変化したことを踏まえ、入札制度改革の理念に不調対策を加えた視点からの調査審議をいただいていたところであります。

今後とも、入札結果等に関する御審議をいただきながら、引き続き入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場、そして県民の視点から忌憚のない御意見・御助言を賜りますよう心からお願い申し上げまして、あいさつといたします。よろしく御願申し上げます。

【入札監理課主幹兼副課長】

なお、総務部長につきましては、所用により、ここで退席させていただきますので、御了承願います。

次に、議事に入ります前に、本日は今泉委員の就任後、初めての委員会となりますので、福島県入札制度等監視委員会規則第8条第3項及び第4項の規定により、委員長に今泉委員の所属する部会の決定と、影山委員の退任により空席となりました再苦情調査部会長を御指名いただきたいと思いますので、よろしく御願いたします。

【伊藤委員長】

それでは、影山前委員の後任ということで、今泉委員を再苦情調査部会の委員として指名いたします。

また、再苦情調査部会長につきましても、今泉委員を指名いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは議事につきまして、伊藤委員長、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項2件、審議事項3件でございますが、公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成26年4月～6月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に、報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成26年5月～7月分）」につきまして、事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長、入札用度課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、次に、審議事項ア「抽出案件について」です。

テーマは、「入札参加者が多く平均落札率を下回る案件」です。

抽出された委員から、抽出理由の説明をお願いします。

田崎委員、橘委員の順番でお願いします。

なお、田崎委員の抽出案件については欠席のため、事務局より説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、田崎委員の抽出案件について事務局から御説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

田崎委員におかれましては、案件番号2、4及び5を抽出されております。抽出の優先順位は2、4、5の順で付けておられます。

案件番号2の県中農林事務所発注の「広域営農団地農道整備2501工事[田村3期]」の抽出理由につきましては、参加者10者のうち5者が低価格入札であったこと、また、入札参加者に管外の参加者がいなかったことを挙げてございます。

次に、案件番号4の喜多方建設事務所発注の「生活基盤緊急改善工事(区画線)」につきましては、入札参加者が22者と多く、更に、管外の入札参加者が19者と多かつたことを挙げられております。

3つ目、案件番号5の会津若松建設事務所発注の「道路橋りょう整備（交付）工事（舗装補修）」につきましては、入札参加者が28者と、対象案件の中で1番多かったが、落札率がそれほど低くなかったことを抽出された理由とされております。以上でございます。

【橋委員】

私の方で抽出させていただきましたのは、案件番号1、それから案件番号の3、4を抽出させていただきました。

まず、案件番号1番につきましては、「ハイテクプラザ太陽光発電設備等導入工事」になりますが、予定価格に対する落札価格の差がマイナス956万円、工事完成が平成26年3月25日ということで、予定価格を1,000万円下回っていて、適正な工事が遂行できたのかというところを確認したい。

それから、予定価格を1,000万円下回っているが、参考見積もりと比較しまして、どの工種でどのように減額することができたのか、その1,000万円ほどの減額をどういったところでできたのか、資材調達の部分なのか、工事日数なのか、労務単価を抑えているのか、また下請け先への影響がないのか、そういったところを踏まえて抽出させていただきました。

また、この案件に関しては、12者中3者が1,000万円を超えて最低制限価格を下回っている。そうすると、そもそもの予定価格が適正だったのかどうかというところを確認したいと考えています。

それから、案件番号3番と4番に関しては、21者中両方とも21者応札しているかと思うのですが、3番に関しては8者が最低制限価格を下回っている。

案件番号4番に関しては21者中18者が予定価格の80%から84%で応札をしている、ということがありますので、こちらの方もそもそもの予定価格も適正なのか確認したいということで抽出をさせていただきました。以上です。

【伊藤委員長】

それでは、案件番号1、ハイテクプラザの案件について説明をお願いいたします。

【ハイテクプラザ】

（「資料3」 P4～P10により説明）

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

先ほどの橋委員の質問に対する何らかの回答はございますでしょうか。

【ハイテクプラザ】

先ほどの、まず1,000万円の価格という、最低制限価格が3者下回っているということでございますが、こちらにつきましては、設計時期と入札を執行した時期にタイムラグがございまして、その中で実際に太陽光パネルの価格が落ちておりまして、その中で大体10%から15%落ちた部分がございます、それによりまして価格が下がったものと思われております。

また、こちらの方どの工種ということでございますが、実際にパネルの方の価格が落ちているという形でございまして、それによりまして全体的に入札額が落ちている状況でございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

それでは、案件番号2、県中農林事務所の案件について説明してください。

【県中農林事務所】

（「資料3」 P11～P20により説明）

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

次に、案件番号3、喜多方建設事務所の案件について説明をお願いします。

【喜多方建設事務所】

（「資料3」 P21～P28により説明）

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

それでは、次に、案件番号4、喜多方建設事務所の案件について説明してください。

【喜多方建設事務所】

（「資料3」 P29～P36により説明）

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

それでは、次に、案件番号5、会津若松建設事務所の案件について説明をお願いします。

【会津若松建設事務所】

（「資料3」 P37～P45により説明）

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

今の件も含めて、すべての抽出案件について結構ですけれども何か御意見ございますでしょうか。

【新城委員】

御説明ありがとうございました。新城でございます。

私は初心者で、御質問したいのですが、最低制限価格ということなのですが、これはたぶん、それぞれで何か色々積算立てて考えていらっしゃるんだろと思うのですが、私がパッと見ると、例えば喜多方さんは最低制限価格による失格がこれだけ多いというのは、適正だったとおっしゃいましたけれども、どうだったのかなあというような、普通に素朴な感覚としてそう思いますし、あとは会津若松の最後の案件も、最低のそれがどこまではまるか、1番最低の価格のところに落札結果というのはあるのですが、そうすると、そもそもその予定価格というのはどういったものなのだろうというような疑問がわきました。

それから、最低制限価格と総合評価の中の低入札価格が、これが失格という形ではなくて、何かそういうふうになると、少し、契約条件のどうのこうのということだったのかなあという気がいたしますが、その辺の御説明をいただけたらと思います。

【伊藤委員長】

最後のところをまず、どれからでも結構ですけれども。

【入札監理課長】

まず、制度の概要から御説明申し上げます。

最低制限価格と低入札価格調査基準価格の設定の違いでございますが、まず、条件付一般競争入札の中でも、価格競争によっているものについては最低制限価格を設定して、最低制限価格を下回った場合は即失格というような運用になっております。

条件付一般競争入札の総合評価方式による場合につきましては、価格と技術力を総合的に評価して、最も優れた者を契約相手方とすることになっておりますので、総合評価の場合については最低制限価格の設定ではなくて、低入札価格調査基準価格を設定しまして、それを下回ったものについては、その価格で適正な品質を確保した上で、契約履行が可能なかどうかという低入札価格調査というもの

を行って、その調査結果を踏まえて履行が確保できるとなった場合に、契約相手方になれるというものでございます。

ちなみに、この低入札価格調査基準価格を下回って契約を締結した場合には、ペナルティーというほどのものではないですが、契約保証金が10%から30%に引き上げになりますとか、配置予定技術者、通常であれば1名配置すべきものを複数配置が義務付けられますとか、前払金の金額が5割から2割に引き下げられます。そういったものを覚悟の上で、低入札価格調査基準価格を下回って低入札価格調査の結果、契約相手方となれた場合については、契約条件は通常の契約よりも厳しくなるという制度でございます。

先ほど、お話ししました最低制限価格につきましては、昨年9月10日以降に起工する工事から、最低制限価格の引き上げの見直しを行っております。

これは、昨年、当入札制度等監視委員会にもお諮りして、御審議を経て引き上げを行っておりまして、9月10日以降に起工した工事につきましては、最低制限価格が予定価格の概ね87%から92%程度を設定水準として執り行っておりますので、本日、抽出案件として御審議いただいております、資料3の2ページと3ページ、こちらに今回「入札参加者が多く平均落札率を下回る案件」、昨年度1年間の該当工事が50件ございますが、9月10日以降に起工した工事につきましては、最低制限価格の水準が引き上げられておりますので、価格競争によった場合の落札率が若干高めになっているかと思っております。

それは、最低制限価格の水準が引き上げられた影響を受けているものもあるというふうに推察しております。制度的には、昨年度の最低制限価格の引き上げも含めて、内容が若干変わっている部分もありますので、そちらを踏まえた上で、本日は御審議をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

もう1つ、極めて基本的な問題で、予定価格というものはどういうふうに決まるのか。差しさわりのない程度で御説明をお願いできればと思います。あるいは予定価格がいかなるものなのかということ。

【技術管理課長】

今の予定価格とはどういったものかという御質問についてでございますが、先程来、適正な積算という説明の具体的なところでございますが、積算については労務単価ですとか、資材の単価ですとか、あとは歩掛かりと申し上げておりますけれども、どういう手間で作業をするんだというのを組み合わせた中で、統一的な基準の下に積算をしまして、それが設計価格となるのですが、それを元に入札に適切な価格ということで設定しているのが予定価格というものでございます。

基本的には非常に説明が難しいところではありますが、現状の中では予定価格というものと、いわゆる設計価格というものは、近いと考えております。

一部、これはまた別の議論になりますけれども、契約者によっては歩切という言い方もありますけれども、設計した価格に対して一定の率だとか、ものによってですけれども、下回った形での予定価格を設定しているというような事例もあると聞いておりますけれども、基本的には設計価格を元に予定価格を設定しているということでございます。

【新城委員】

ありがとうございます。もちろん、低入札価格とは一応存じ上げておまして、最低が87%から92%になったというのも、教えてくださったこととしてあるのですけれども、そうしますと、総合評

価での、20ページで三和工業さんが受注されたのは、決定する前にそういう見直し、例えば契約保証金とか、そういうのを少し条件の見直しはどうですかというのを色々話し合いをされて入札となったのでしょうか。

【入札監理課長】

入札公告の中に、今回の案件の県中農林事務所発注の2番ですか、お手元の資料の12ページになりますが、入札公告の中にこちらの工事については総合評価方式、12ページの入札に付する事項の上から8番目ほどの項目の中に、総合評価方式の特別簡易型、その上の最低制限価格該当なし、要するに今回の県中農林事務所発注の広域営農団地農道整備工事につきましては、価格競争ではなくて総合評価方式の特別簡易型によるということをご公告の中に条件を明示して対応しております。

その下の低入札価格調査は該当ということで、こちらの工事については低入札価格調査制度適用工事であると、要するに調査基準価格を下回った場合においては、低入札価格調査該当工事であるということをご明記した上で入札公告を行い、その条件を見て参加されようとする方が札を入れていらっしゃいますので、そういう条件を承知の上で参加されると御理解いただいております。

【新城委員】

分かりました。ありがとうございます。

それから、失格の件なのですが、本当に、たぶん一生懸命考えられて金額を何%にするかというのを設定されていると思います。ただ、私は、単純にこんなに失格者がいっぱいになってしまったんだなあと感じた感想でございます。会津若松の方は、予定価格よりも300万円も違うんだなあと、本当に素朴な感想でございます。

【伊藤委員長】

他はいかがでしょうか。

【齋藤委員】

適正であったということで、その時点では適正であったということが伺われるのですけれども、1番の事例の太陽光パネルですかね。iPadを持っていましたので見ておりましたら、今、太陽光パネルの、ソーラーパネルがですね、中国の増産で大変価格が急低下しているというようなことが、書いてありまして、そうすると、例えば今日なら、今でもいいのですけれども、それから1ヶ月後、あるいは2ヶ月後の間に急低下していて、そもそも流動化した金額にその予定価格と言いますか、その基準がちゃんと合っているのかどうか、そのタイムラグというようなことはどうなのかと思っております。

【伊藤委員長】

まず一般論として、予定価格の決定から入札までの、予定価格を決定するタイミングから入札までの大体時間的な隔たりはどのくらいですか。平均的でも良いのですが。

【技術管理課長】

入札方式によりまして、1ヶ月、1ヶ月半というそのぐらいのレベルで考えていただいたらよろしいかと思います。

【伊藤委員長】

その時に、先ほどの1番のハイテクプラザの話は、要するに1ヶ月なり1か月半の間に太陽光パネルの価格がかなり下がったと。そういうことに対して何らかの対応というものはあり得るのですか。あるいは無理ということなのか、その辺はいかがですか。

【技術管理課長】

今、復旧・復興の事業の中で、逆のパターンと言いますか、資材が不足して高騰しているというように、そういうことに対応したものについては、契約後であればインフレスライド、単品スライドということで、変更で対応しているというようなこともやっているところがございますが、通常は、今回どういう形か分かりませんが、設計する基準日というのが設定されていて、そこでの単価というものの設定がございまして、見積りの場合であれば見積りの有効期間というものを設定して、その中の単価ということになりますけれども、その中ではその期間という整理になるので、減少での変更というのは、今の我々の制度の中では対応はしていないという状況です。

【齋藤委員】

それでしたらば、実勢価格に対応している受注者の方が先に行っていて、発注者側が追い付いていないような話ですよ、今のお話を簡単に言ってしまうと。だから、実際そうだとということではあるのでしょうか、今後それに対して、今このようにタブレットや何かでリアルタイムで出てくるわけですよ。だから、それに対応するというような、これからの御予定はあるのか、そのような方向性でいかれるのか、あくまでも硬直したままで実態に合わない足切りをするのかどうかということですよ。はっきり言ってしまうと。そののところはどのようにお考えでしょうか。

【土木部次長】

議論のポイントは様々で、論点を絞ってお答えしたいと思いますけれども、先ほど申し上げました通り予定価格を決めてから、札入れまで1月か1月半くらい。予定価格を決めた後で、実勢価格が下がる場合と上がる場合があります。

下がる場合はどうなるかということ、一般的にはそれが落札率の差になるというふうにお考えいただいて良いと思います。

例えば、100で予定価格が組んだもので、実際価格が下がってくれば、90なり80なりでできることになりますから、その時は札入れをされる方は、80とか90で札を入れる。

ところが、先ほどの最低制限価格がありますので、これは非公表になってございますので、それは落札する方は分かりませんから、ある程度最低制限価格の付近を狙って札を入れようとしてくるわけですよ。それで、最低制限価格を下回ると失格になる。

最低制限価格ギリギリで1番安く入れた方が落札できるということになる。ですから、実勢価格が下がっている場合は、それが落札率の差になって出てくるということです。

それから、逆に上がっている場合は、例えば不落ですよ。予定価格ではできませんということになりますので、その場合は予定価格の札入れの入札価格が上がってしまいますので、不落になったり、または入札参加者がいない不調になったりということになります。

今、不調は大きな課題になってございますので、そういう場合にはなるべく不調を出さないように制度を、入札日までに単価が上がれば上がるような補正をするというような、新たな制度も作ったりして実勢価格が上がるということには対応している。

逆に言うと、下がった分については、落札率はその分出てくるのかなということで、実勢価格が下がっている分についての対応は今のところはないですが、単価的には新しい単価を使いますので、下がっても下がったなりの単価になるという可能性はあります。

今のところ上がっていますので、新しいなるべく最新の単価で契約するというような取り組みをしているというところがございます。

【安齋委員】

今のは一般的な答えなんですけれども、齋藤委員が質問しているのはたぶんもっと違うんですよ。太陽パネルみたいに価格が急落しているわけでしょう。その時には、その状況に応じて最低価格を調整できないのですかと。

最初から例えば90%とか88%と決めているのではないですか、もしかして、担当者が。下落したらそれに依じて最低価格を、例えば最初は90でやろうと思ったけど、今はもっと下がっているから88でも良いんじゃないかということで、臨機応変にそれを動かしたらどうですかと。こういう質問だったんですよ。

【伊藤委員長】

特に、太陽光パネルの設置というのは、資材の原価の割合が非常に高いわけですよ、一般の工事よりも。そういう場合にはかなり影響があるわけで、要するに、2つ考え方があって、予定価格が予定価格を設定した時と異なる場合に、予定価格そのものを補正するのか、あるいは下がった時に最低制限価格を下げるのかと。

ただ、最低制限価格は一応決めているわけですよ。その制度の枠組みの中では下がったからと言って、すぐに例えば85%にするとか70%にするとかできないわけですよ。ただ、その制度自体が変えられるかどうか。

もう1つ、予定価格それ自体を例えば1ヶ月後に入札間近でかなり顕著な価格の下落があった場合に、予定価格そのものをもう一度資材については見直すというようなことが、制度的にも、あるいは制度を新しくするのは可能かどうか。

【技術管理課長】

先ほど、減額のスライドはないという御説明を申し上げたところでございましたが、誤りでございまして、私の認識不足というところがございまして、申し訳ありません。

減額スライドにつきましても、いわゆる契約した後に、幅はありますけれども、まだできていない部位についての減額分について、下がった分ですね。それについてはスライドして下げるというような契約という形で、それは追随している。規模的には一定以上の規模ということがございますけれども。

【伊藤委員長】

でも、契約をしてからの話ですよ。

今の御質問は、契約をするまでに、要するに入札の時までにそういった価格の変化があった時に対応ができるかどうか、つまり、最低制限以下で失格というところがたくさん出ているわけですよ、現に。そういうのを救えるというのかな、そういう制度はあり得るのかという質問だと思うんですけども。

今のは、契約をしてから下がったり上がったりする時に、その調整ができますよという話ですよ。

【入札監理課長】

制度的には、予定価格を入札直前に設定するというやり方で、直近の実勢価格を反映するようなやり方を取るのが望ましいですし、入札直前に、その時点での最新の労務単価なり資材の実勢価格を反映して予定価格も設定するような、そういうやり方を取るという方策はありえます。

従いまして、予定価格を当初設定したままに据え置いた中で、最低制限価格を調整してというやり方よりは、そもそもの予定価格の設定自体を入札直前の最新単価で設定するというようなやり方で対

応するのが、現に国交省なんかでもそういう対応を取っておりますし、方法としてはあり得ると思います。

【伊藤委員長】

そうすると、制度をいじらなくても正確に対応した予定価格を決めることはできるのですが、先ほどのお話が、要するに1ヶ月から1ヶ月半という話だったので、それを短くする、入札の直前に予定価格を決めるなんていうようなことは、どの程度可能なのですか、今の枠組みの中で。

例えば一週間前ぐらいにやるとか、そんなことは本当に可能かどうか。

【技術管理課長】

これは事務的なことになりましたが、予定価格をアップデートするというか、最新のものにするというところに入るときには、まず、公告する段階で一定の積算をして、それを元に入札の準備をしていただくという形になる。

その後、入札の直前にまた積算をするという形になるので、1つの工事案件について2度するという形になってくるというところで、どこまでそういうものを広めていくのか、どういうものに対してそういうものをやるのかというような議論は必要になってくるのではないかなと。

我々が持っている工事をすべて二重に積算して、入札行為を行うということについての事務の膨大さというところの検討も必要かなと思います。

【伊藤委員長】

要するに、入札の公告をする時点で予定価格が決まっていなくて入札公告ができないということですよね、役所内の仕組みとしては。

そうすると、入札公告から実際の入札までには時間があるということで、二度手間になると、ただ、今はコンピューターが発達しているから、それが本当に大きな手間なのかどうかという問題も。だって業者さんはソフトを使ってかなり短期間でやっているわけでしょ、かなり精度の高いことを。だから、役所ができないということでは必ずしもないのかなあという印象は持ちますけれども。

たぶん、入札監理課長がおっしゃったことが1番現実的なやり方、つまり、制度をいじらなくても、入札直前の予定価格というものに基づいてやれば、先ほどの安齋委員の課題もクリアできると、こういうことだと思うのですけれども、それが実際に可能かどうかということ。

先ほど不落の問題がありましたけれども、不落も同じですよね。

つまり、実勢価格がかなり高くなっている状況で、当初の公告をした時の予定価格よりも高い予定価格でもって入札の審査というのかな、落札を決めるということをするれば、不落は一定程度、避けることができる可能性はありますよね。

ですから、事務的にどの程度そういった実勢価格を反映した予定価格の設定時期というのですか、それが可能かどうかというのを検討していただけるとありがたいなと。

検討する余地はあるのではないかなという印象は受けます。

【安齋委員】

入札監理課長が回答したのは、考え方としては分かるんです。実務的にそれは可能ですかね。直前まで引っ張って再計算させるというのは、私はちょっと無理じゃないかという気がするんですけど。

【入札監理課長】

まず、制度的には確かに直近の予定価格の設定ということは、考え方としてはあり得るのですが、先ほど委員長が御指摘になりましたとおり、現在、県の入札契約事務の手続きの流れからしますと、

予定価格の設定が起工の時に行われ、それを踏まえて入札公告という流れになりますので、公告後に予定価格を設定し直すという流れは、実は今の入札契約制度の中では想定されておりません。

従って、考え方としてはあり得るのですが、現実それが執行できるかという部分になりますと、当然、発注機関サイドの手間暇、先ほど技術管理課長から御説明しましたとおり、再度予定価格を設定し直すうえでの事務的な手間暇の問題もありますので、なかなか早々に対応できるという問題ではないと思います。

【安齋委員】

だから最初に言ったみたいに、予定価格がなかなか変更できないのだから、その時は、例えば急に下落した時には最低制限価格を再検討すれば間に合うのではないですか。だってこれ非公表でしょ、発注者が自由に決められますよね、枠の範囲内で。

具体的に言うと、このパネルの時ですね、第一順位は90.01%ですよ、入札。それで失格者も3者いるんですよ。1者の失格は89.3%、もう1者は88.9%、もう1者は88.1%なんですよ。おそらくこの失格者3者は、価格が下落したからたぶん最低制限価格も下がると見て、十分相場に合わせて入札に応じたんだと思うのですよ。それが結局失格に引っかかっちゃった。

ただ、もう1つちょっとさっきから頭痛めてるのは、発注を制度改革の時に、土木と要するに農林、それから例えば、この場合のハイテクプラザみたいに、あるいは学校みたいにそれぞれの事業体に発注権限を任せただしょ。ハイテクプラザの場合には、そんなに経験がないのだから、そういう臨機応変の対応ができないのかなと思われるのですが、その辺はどうなのでしょう。

土木と農林は頻りにやってますからね、割とその辺は発注の方も慣れてるでしょ。ハイテクプラザは、そういう意味で硬直的になってるんじゃないかな。例えば、最低制限価格も90%って頭にあつて、それを下げるという考えが働かないんじゃないの、もしかして。どうかな。

【ハイテクプラザ】

ただいまの安齋委員のおっしゃる通り、私どもハイテクプラザの方は土木、農林と違いまして技術者が配置されておりません。それで設計に当たりましては土木の方をお願いいたしまして、それで設計をしていただき、それに基づき入札を執行するという形でございまして、なかなか臨機応変に見直しという部分についても、実際に土木部の方をお願いをしてまた設計をして最低制限価格についても起工の予定価格、設計額から算出するような形になりますので、それが出てきて初めてまた出せるという状況で、なかなか臨機応変に対応するような状況にはないのが現状でございます。

【伊藤委員長】

1つの問題提起をされたと思うのですが、今すぐに結論が出る問題ではございませんので、ご検討いただければありがたいと思います。

他の件も含めてで結構ですので、何かございますか。

【安齋委員】

2番目の総合評価で、これはまた別件なのですが、2番を除いた1番、3番、4番、5番、これは条件付一般競争入札ですね。それで、これを見ていて不思議だなと思ったのは、普通、他に失格あるいは無効というのがありますよね。5番の案件は不思議なことに、失格も無効もないんですよ。しかも入札参加は28者。これはもちろん選んだ方も分かっているはずなんですけれども、応札参加者が多くて、それで選んだと思うのですが、失格ないですよ。

偶然なんだとは思いますが、こういうことってあるんですね。それとも、入札者がみんな入札最低制限価格を読んで入れたということですよ、結果的に。悪く言えば、県の方は読まれちゃっ

たということだね。この件に関しては、失格がないから駄目だという意味ではないですよ。だけど、他の案件みたいに何者かは必ず無効とか失格が出てくるのではないのかなと。

それが、正常じゃないかなと思うのですけれど。その辺、もし分かったら教えてください。

【伊藤委員長】

では、少し考えておいてください。

今の安齋委員の質問は後でやるとして、それに関連して、今日抽出していただいた5つの工事が電気設備と塗装と舗装なんですね。それで、この資料3の2ページ目、3ページ目の入札参加者が多く平均落札率を下回る案件の一覧という50者、リストアップされていますが、かなりの部分が塗装と舗装と電気工事なんです。

その塗装工事、舗装工事、電気工事というものが、入札参加者が多く、なおかつ平均落札率を下回るような落札率であるというようなことと、今、安齋委員が質問されたことと、その辺の何か工事種別というんですか、あるいは工事の内容というんですか、そういうことと、今、安齋委員が質問されたことは何らかの関係があるのですか。

一般論でも個別のことでも結構ですけれども。

【入札監理課主幹】

今回、50件の抽出案件ということで抽出させていただきましたが、その中でも特徴的なものということでございますが、舗装関係、それから電気設備関係、それから塗装関係、これは道路の外側線などですが。そういったものは非常に多いということ、あと地域的には、会津農林とか、喜多方建設事務所、若松建設事務所管内というような特徴がございます。

これは、競争が激しいというところは参加者数が多いというところにも表れてございますが、現在、浜通りの方は非常に発注件数が多いということで、参加者数がかなり少ないというようなことで、逆に件数が多いということの裏返しになるのでございますが、今回の抽出案件では浜通りが非常に少なく、会津の方はそういったことで競争が激化して入札落札率も低い状態というような結果でございます。

この中で、最低制限価格を下回っている、先ほどから色々と御審議していただいておりますが、実は予定価格というのは、当然受注者の方で積算してかなり正確に金額が分かっていると。最低制限価格については正確な金額が分からないということで、競争が激化すると最低制限価格のギリギリに入りたいというようなことがありまして、その予想をしながら入札するというところでございます。

工事によって非常に予定価格を下回った件数が多いとか、あとは案件5番のように全然下回ってないものがあるところなんですけど、実はその最低制限価格は、大体各会社は過去の実績等で推測しながら最低制限価格というのを、どのぐらいかなということで推測しながらやっていると思います。

そういったものが工事の内容によって若干、最低制限価格の率というのは、あまり詳しいことは御説明できないのですが、若干変わる場合がございます、過去の事例から推察すると、5番の例とかですと、若干高めに推察して、実際の最低制限価格は推察したよりもちょっと低いというようなところがございまして、ただ、これも各会社本当のギリギリを狙っているのか、運が良ければ取りたい、できたら取りたいな、絶対取りたいというようなもので、どこの部分を狙うというのが変わってくるものですから、それは会社の考え次第なんですけど、5番のように全部が最低制限価格を下回った会社が1件もないというようなことは、過去の例と今回の最低制限価格の若干違いがあるというようなことが推測されると思います。

【伊藤委員長】

ということで、地域的な問題も、要するに復興事業が一段落した地域については競争が激しいということ、あるいは工事種別的に言えば、たぶん舗装とか塗装とか、あるいはこのハイテクプラザの電気設備工事というのはそんなに複雑な工事ではないですよ。単純な工事なので、そうすると積算がかなり精度が高く、業者も見積もるといことがあって、あとは最低制限価格をどのくらいだというふうに業者側が見積もるかどうかという問題ですよ。

ということで、全体として、どうして今回こういう抽出のテーマだったかと言いますと、要するに、今、不調とか不落が多い中で、実はそうではなくて、たくさん入札参加者がいてなおかつ落札率も低いと、こういうようなところから不調不落対策にも何かヒントになるようなことが考えられるのではないかというような意図でこのテーマを選ばれたと思うのですけれども、その観点でいうと何かこう不調不落対策として今回の抽出あるいは、リストアップされた50件の案件工事について、分析と言いますか、結果、何らかの特徴的なことが言えませんか。

【入札監理課長】

今回この委員会で抽出テーマということで御審議いただいているこのテーマは、まさに先ほど委員長がお話しされましたとおり、実は、前回6月9日、48回の監視委員会で昨年度の契約状況を御報告した中で、25年度におきましては、契約件数が1,868件に対して入札不調が509件、25年度に発注した工事件数が2,377件あった中で入札不調が509件、不調発生率としましては21.4%発生したというような御報告をさせていただきました。

この不調件数509件の中で、応札者なしによるものが356件ということで、約7割を占めています。

更には、予定価格超過が92件ということで18%占めています。

依然として、復旧復興工事が多く発注されている中で、入札不調が多発している状況においても、入札参加者数が1件の工事で10者以上、なおかつ昨年度の工事の平均落札率を下回るような案件が50件ほどあったため、この件について特徴的な傾向が見受けられれば、それが今後の不調対策として応札しやすい環境作り、更には予定価格超過の約2割の不調を減らすようなそういう方策に繋がらないかということで、テーマとして設定させていただいて御審議いただいているわけなのですが、我々としてはこの発注種別を見る中で、圧倒的に舗装工事、塗装工事が非常に多いと受け止めています。

具体的には舗装工事で16件、塗装工事で17件、この50件のうち舗装と塗装工事が合わせて33件で6割以上が舗装、塗装で占められていることを踏まえますと、やはり、手間暇、事前の準備等があまりかからず、なおかつ利益が出やすいような工事は相変わらず昨年度のように入札不調が多発している状況下においても、競争性が働いて入札参加者数が多い状況は分かりました。

ただ、これを踏まえて、来年度以降の不調対策といった場合に、特定の工種のみを県として発注するわけにはいきませんので、こういう工種については応札者が多いというような状況は分かりましたが、それが直接的に不調対策、応札しやすい環境作りに繋がるかと言われると、なかなか有効な対策に繋がるものにはすぐには浮かばないのですが、今日の御審議状況を踏まえながら、引き続き色々と知恵を出していきたいとは考えております。

更には、応札者が多いこういった工種においては、予定価格超過どころか最低制限価格を下回って失格となっている業者さんが結構いらっしゃるという事実もあります。

まさに、本来の意味で競争性が働いているということも確認できましたので、入札参加者数が多くなるようなそういう環境作りを行えば、自ずと競争性が働いて、予定価格超過による不落が減らせるのではないかということは、今回のこの一覧表を見る中で分かるのかなという気はします。

従って、引き続き、先ほどから御議論いただいている、実勢単価を踏まえた、予定価格の適正な設定というのはもちろんでございますが、応札しやすい環境作りのために何がポイントとなるのかという部分を、今後見極めて、不調対策に繋げることができればと思いますので、そういった視点から皆様の方からも御意見をいただくと非常にありがたいと思います。

【伊藤委員長】

入札監理課長からまとめたお話をしていただきましたけれども、他はいかがでしょうか。

【安齋委員】

どなたでも良いんですけども質問に答えてほしいのですが、今回5番目の案件、28者参加がありましたね。それで、先ほど何回か申し上げたように、失格も無効もないと。こういうケースは他にも何件かあるのですか。

【建設産業室長】

入札結果の集計はしているのですが、応札者全部についての集計はしていないので、はっきりお答えできませんが、28者で最低制限価格付近に集中していて、すべてが最低制限価格よりも高かったというのは珍しいと私も思います。

【安齋委員】

気になるんですよ。悪いという意味ではないですよ。奇異に映るのね。

数字でいうと1番札が1,596万8000円でしょ。28番札が1,646万円なんですよ。差額49万2000円なんですよ。そこに28が集中しているんですよ。

しかも奇妙なことに1者も無効も失格もない。これは不思議だなあ。

【建設産業室長】

入札監理課が回答すべき内容も入るかもしれませんが、大震災の前は、最低制限価格のところ本当に集中して、くじ引きが非常に多く発生したという時期がございました。

それを受けまして、くじで会社の経営が決まるのはどうだろうかというような疑問が当時ございまして、福島県ではなかったわけですが、現在は最低制限価格がどちらかということと予測しにくい形になっておりまして、くじはほとんど発生していないはずですよ。

そういったことで、本当に取りたい場合は、逆にギリギリまで狙わないで、ちょっと余裕をもって入れるというのが最近の傾向になっていると理解しております。

【伊藤委員長】

最後の5番の会津若松の工事なんですけれども、塗装工事は分かるのですが、具体的に工事の内容というのが、どういうところで、どんな特徴がある工事だったかなんていうことを説明していただくとありがたいのですけれども。

【会津若松建設事務所】

これは会津若松市内の国道でございまして、2車線の通常の道路で、集落内の2車線道路ということで、工事内容は先ほども申しましたけれども、傷んだ舗装を一度削り取って、その後新しいアスファルト舗装を付ける。段階的には二段階で、その他区画線とかいうのもありますけれども、比較的単純な工事でございます。以上です。

【伊藤委員長】

これは完全に通行止めをしてやったのですか。

【会津若松建設事務所】

いや、通常は片側を通しながら、片側ずつ削って、両側を削って、それから舗装も片側ずつ舗装していくということになります。

【伊藤委員長】

直線ですか。

【会津若松建設事務所】

ゆるいカーブです。

【齋藤委員】

労働の需給のバランスで、価格が上がったり下がったりというのは、経済の原則に乗っ取っているわけで、当然のことなわけですので、それに対してはフレキシブルに対応していただきたいと思いますが、やはり、その下振れるというよりは、上の方に、値段が上がっていく方の対応というのが大事なのは言うまでもないことだと思いますね。

それで、今ちょっと見てみましましたら、国交省が今年の7月に調査して8月25日に公表したというのがございます。ちょっと時間いただいてご紹介したいのですが、全国の建設労働需給調査結果というもののなのですけれども、全国の過不足率は8種累計で1.7%の不足である。

ただし、東北地方の過不足率は2.8%分不足である。この8職種というのが分からないんですけども、次のページにあるんだろうと思いますけれど、技能労働者が不足傾向にある、最も不足傾向が大きいのは鉄筋工で3.8%。全地域で技能労働者が不足傾向であったと。

翌々月、9月ですね。今月のことですが、労働者の確保に関する見通しは、困難とやや困難の合計が36.5%で対前年比同月比9.2ポイントの上昇となっている。

一方、やや容易と容易の合計は6.3%で、対前年同月比の1.7ポイントの下降となっている。

10月に関する見通しについては、困難が28.9%で対前年同月比5.8ポイントの上昇となっている。だから9月よりは良いわけですけどね。それでもやっぱり需給がタイトであって、技能労働者が不足しているとか、資材が不足しているのは相変わらずなので、下振れに対しても今のように問題点があるものは、これから改善していただきたいと思いますが、やはり値段が上がる方を、なお重点的に見ていただければと思います。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に審議事項イ「平成26年度下請状況実地調査について」事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

次にまいります。審議事項ウ「建設関係団体等からの意見聴取について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

5の1に昨年度の項目がございますので、これを読んでいただいて今年度追加、あるいは変更等の御要望があれば事務局の方に御連絡いただければと思います。

個別の業者については、安齋委員と後で決定したいと思います。

意見があったら、大体いつぐらいまでにお伝えすればよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

それでは、できれば早い方がありがたいものですから、可能であれば来週中、19日くらいまでにご意見を任意様式で結構ですので、項目としてこういった項目をとというものをご提示していただければありがたいと思います。

【伊藤委員長】

この件につきましてはよろしいでしょうか。

次に、「各委員の意見交換」に移ります。

どなたかご発言する方はいらっしゃいますか。

今日は抽出事案の方で、結構色んな御意見をいただきましたけれども。

よろしいでしょうか。

次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

【新城委員】

お願いなのですが、委員会の開催日を決めますのに、たぶんこういうのは毎回日程表を提出させていただいていると思うのですが、提出してから1ヶ月以上経ってしまうと、色々予定が入ってしまいますので、もうちょっと早く決まればありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】

丸って書いたところがずっとその時間を確保できるわけではないですから、ある程度他の予定も入らざるを得ないので。

最終的に、例えば事務局あるいは県庁の職員の方の色んなスケジュールもあつてすぐにというわけにはいかないかもしれないですけども、大体この候補日は2、3日ですよみたいなことは早めに決めることは可能ですよね、最終決定はともかく。

ですから、その辺の例えば2ヶ月の間10日間確保していても、その10日間空けておくわけにはいかないですから、なるべく早めに大体で結構ですから、この辺でという候補日をなるべく早めにお知らせいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局の方からございましたらお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の、審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

次回の抽出案件の、期間及びテーマ並びに抽出チームの指名でございますが、御意見がございましたらお願いします。

ございませんようでしたら、事務局の案をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、事務局から御提案申し上げます。次回の審議対象期間につきましては、平成25年4月から平成26年9月まで、抽出テーマは「予定価格が5,000万円以上で総合評価方式（復興型）により行った竣工後の案件」、抽出委員につきましては、五十音順で芳賀委員、藤田委員にお願いしたいと存じます。事務局から御提案申し上げます。

【入札監理課長】

1点補足させていただきますと、こちらの抽出テーマを事務局として御提案させていただく趣旨としましては、実は昨年度、25年度から復興の加速化を図るために総合評価方式について復興型、いわゆる特別簡易型を金額の如何を問わず活用する方策として、復興型という類型を設けております。

本来であれば予定価格が5,000万円以上の総合評価方式の場合については簡易型、2億円以上は標準型というような類型を用いて技術力を評価するような、本来の総合評価方式はスキームになっているところではありますが、復興の加速化を図るために復興型を5,000万円以上であっても活用した案件について、工事の品質確保上支障がなかったのかどうかということを委員の皆様方に検証いただく必要があると考えまして、今回こういった抽出テーマを御提案させていただいたところでございます。

【伊藤委員長】

という事務局からの提案事項でございますけれども、これでよろしいでしょうか。

【安齋委員】

確認しますけれども、この場合の次回というのは51回のことだね。

【入札監理課長】

はい、そうでございます。

次回は先ほど御説明させていただいたとおり、建設関係団体からの意見聴取となりますので、その次、51回の監視委員会でこの抽出テーマを御議論、御審議いただきたいと思いますと考えております。

【伊藤委員長】

次々回の委員会のテーマということになります。

【安齋委員】

1月か、2月ですか？

【入札監理課長】

申し訳ありません、時期までは決まっておりません。

【伊藤委員長】

それでは、次々回の抽出案件の審議対象期間は平成25年4月から平成26年9月まで、抽出テーマは、「予定価格が5,000万円以上で総合評価方式（復興型）により行った竣工後の案件」とします。また、抽出チームは芳賀委員と藤田委員を指名します。

事務局から他にございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆様のお手元に10月分、11月分、12月分の日程確認表を配付いたしました。

今お話もありましたように、なるべく候補日をお伝えするような形で考えていきたいと思っております。

現在わかる範囲で結構でございますので、御手数をおかけいたしますが、9月19日金曜日頃までに事務局へ御提出をお願いしたいと思います。御提案いただいたことについては、十分に配慮してまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【安齋委員】

新城委員の意見と同じ考えなんですけれども、次回は11月予定していると言いましたよね。だったら10月、12月はいらないんじゃないの。3ヶ月書かなくちゃ駄目？

特に12月の日程はたぶん我々みんな決まってないと思うよ。

【伊藤委員長】

12月は空いているとって全部丸するわけにもいかないから。

【入札監理課長】

それでは、申し訳ありません。10月分は結構でございます。ただ、11月予定の建設関係団体からの意見聴取につきましては、意見聴取対象団体等の日程上の御都合等、そちらとの調整もございませぬので、大変申し訳ありませんが場合によっては12月にずれ込む可能性も皆無とは言えませぬので、11月分と12月分について現時点で分かる範囲内ということをお願いできればと思うのですがいかがでしょうか。

【伊藤委員長】

10月分はなしということで、11、12月分の日程表をお願いいたします。

本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第49回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。